

区 分	一般計画編
-----	-------

頁	現行	修正	修正理由						
	第2編 災害予防計画								
87	第1章 気象等観測・予報計画 第14 積雪の観測・通報 (3) 大雪注意報・警報発表時間及び災害対策本部又は、 <u>地方雪害対策本部が設置された場合</u>	第1章 気象等観測・予報計画 第14 積雪の観測・通報 (3) 大雪注意報・警報発表時間及び災害対策本部又は、 雪害対策本部 が設置された場合	配備体制の見直し						
168	第10章 道路及び橋梁防災計画 道路除雪要綱 第2 定義 この要綱において「平雪時」とは、京都府地域防災計画（昭和38年策定）により <u>京都府〇〇地方雪害対策本部又は災害対策支部が、当該地域に設置されている期間以外の積雪時をいう。</u>	第10章 道路及び橋梁防災計画 道路除雪要綱 第2 定義 この要綱において「平雪時」とは、京都府地域防災計画（昭和38年策定）により 雪害対策支部 又は災害対策支部が、当該地域に設置されている期間以外の積雪時をいう。	配備体制の見直し						
170	第11 除雪体制及び配備要領 除雪体制は、1号、2号及び3号に区分することとし、 <u>体制の判断基準、業務内容及び職員の配備は、次の表のとおりとする。</u> <u>ただし、積雪状況に応じ、土木事務所長が特に必要と認めた場合は、建設交通部長に事前に連絡のうえ、職員の配備を変更することができる。</u>	第11 除雪体制及び配備要領 除雪体制は、 <u>次の表のとおりとする。</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; color: red;">予警報等 大雪注意報</td> <td style="text-align: center; color: red;">建設交通部 道路計画課 道路建設課 道路管理課 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; color: red;">大雪警報 暴風雪警報</td> <td style="text-align: center; color: red;">道路計画課 道路建設課 道路管理課 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; color: red;">大雪警報 暴風雪警報 〔道路、鉄道の運行障害、 人的・住家被害の発生等〕</td> <td style="text-align: center; color: red;">道路計画課 道路建設課 道路管理課 5</td> </tr> </table> <u>（備考）動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする。</u>	予警報等 大雪注意報	建設交通部 道路計画課 道路建設課 道路管理課 2	大雪警報 暴風雪警報	道路計画課 道路建設課 道路管理課 3	大雪警報 暴風雪警報 〔道路、鉄道の運行障害、 人的・住家被害の発生等〕	道路計画課 道路建設課 道路管理課 5	
予警報等 大雪注意報	建設交通部 道路計画課 道路建設課 道路管理課 2								
大雪警報 暴風雪警報	道路計画課 道路建設課 道路管理課 3								
大雪警報 暴風雪警報 〔道路、鉄道の運行障害、 人的・住家被害の発生等〕	道路計画課 道路建設課 道路管理課 5								

頁	現行	修正	修正理由
217	<p>第17章 通信放送施設防災計画 第2 計画の内容 1～6 (略) 【追加】</p>	<p>第17章 通信放送施設防災計画 第2 計画の内容 1～6 (略) 7 大雪時における倒木により電気通信網に支障が生じることへの対策等については「<u>大雪時における安全確保のためのガイドライン</u>」に基づき実施する。</p>	<p>「大雪時における安全確保のためのガイドライン」策定に伴い追加</p>
219	<p>第18章 電気ガス施設防災計画 第1節 電気施設防災計画 第1～4 (略) 【追加】</p>	<p>第18章 電気ガス施設防災計画 第1節 電気施設防災計画 第1～4 (略) 第5 その他 大雪時における倒木により電気供給網に支障が生じることへの対策等については「<u>大雪時における安全確保のためのガイドライン</u>」に基づき実施する。</p>	<p>「大雪時における安全確保のためのガイドライン」策定に伴い追加</p>

頁	現行	修正	修正理由
266	<p>第34章 避難に関する計画 第1節 計画の方針 災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。府民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いづくに避難すべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。</p> <p>このため、府及び市町村等は、災害の危険がある区域にいる府民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ府民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p>	<p>第34章 避難に関する計画 第1節 計画の方針 災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。府民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いづくに避難すべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。</p> <p>このため、府及び市町村等は、災害の危険がある区域にいる府民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ府民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。<u>また、大雪時における対策について「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、市町村及び関係機関と連携して取り組むものとする。</u></p>	「大雪時における安全確保のためのガイドライン」策定に伴い追加
279	<p>第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第1 基本方針 府は、関西広域連合・隣接府県・市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援対象道路の設定や代替輸送の調整を行うとともに、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供を行うなど徒歩帰宅支援を行う。</p> <p>市町村は、府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時退避場所及び一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。</p>	<p>第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第1 基本方針 府は、関西広域連合・隣接府県・市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援対象道路の設定や代替輸送の調整を行うとともに、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供を行うなど徒歩帰宅支援を行う。</p> <p>市町村は、府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時退避場所及び一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。</p> <p><u>なお、大雪による鉄道輸送障害により、帰宅困難者が発生した場合には、「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、府、市町村、鉄道事業者等が連携して帰宅困難者の安全確保に努める。</u></p>	「大雪時における安全確保のためのガイドライン」策定に伴い追加

頁	現行	修正	修正理由
288	<p align="center">第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害対策本部等運用計画 第2節 府の活動体制 第2 災害警戒本部の設置等 1 (略) ただし、府の地域に大雨注意報、洪水注意報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報、波浪警報、高潮警報若しくは大雨警報、震度4、5弱若しくは5強の地震又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに設置する。 2 災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。 ただし、地震等の場合は別に「震災対策計画編」等で定める。 (1) 災害警戒本部基本配備 大雨注意報、洪水注意報、洪水警報、暴風警報、<u>大雪警報、暴風雪警報、波浪警報、高潮警報</u>が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。</p>	<p align="center">第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害対策本部等運用計画 第2節 府の活動体制 第2 災害警戒本部の設置等 1 (略) ただし、府の地域に大雨注意報、洪水注意報、洪水警報、暴風警報、<u>(削除)波浪警報</u>、高潮警報若しくは大雨警報、震度4、5弱若しくは5強の地震又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに設置する。 2 災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。 ただし、地震等の場合は別に「震災対策計画編」等で定める。 (1) 災害警戒本部基本配備 大雨注意報、洪水注意報、洪水警報、暴風警報、<u>(削除)波浪警報</u>、高潮警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。</p>	<p>配備体制の見直し</p>
289	<p>第3 雪害対策本部の設置</p> <p><u>1 雪害は、風水害あるいは火災等とは若干その様相を異にするため、次の事項の1に該当するときは、それぞれの地方に府広域振興局長を本部長とする「地方雪害対策本部」を設置するとともに、危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとる。</u> (1) <u>各土木事務所管内の積雪観測所のうちおおむね1/2が警戒積雪深（第2編第1章第2節第13）を突破した場合。</u> (2) <u>局地的な大雪の場合。（平成16年度組織改正前の旧土木事務所管内の積雪観測所のうち、概ね1/2が警戒積雪深を突破した場合）</u> (3) <u>平雪時除雪体制では早期交通確保が困難と考えられるとき</u> (4) <u>管内の大半の市町に雪害対策本部等が設置されたとき。</u> <u>地方雪害対策本部は、府広域振興局、土木事務所、保健所、教育局等の関係機関で構成するものとする。</u></p>	<p>第3 雪害警戒(対策)本部の設置等 1 雪害警戒本部及び支部 <u>雪害は、風水害あるいは火災等とは若干その様相を異にするため、次の事項に該当するときは、直ちに知事を本部長とする「雪害警戒本部」を設置するとともに、当該地域を所管する広域振興局に府広域振興局長を支部長とする「雪害警戒支部」を設置し、被害情報の収集・集約、指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとる。また、雪害が発生するおそれが解消したときは、知事(雪害警戒本部長)が閉鎖を決定する。</u></p>	<p>配備体制の見直し</p>

頁	現行	修正	修正理由
	<p>2 「地方雪害対策本部」の設置及び閉鎖については、府広域振興局長（本部長）が決定し、道路除雪、なだれ防止及び応急、被害状況の調査及び収集、教育等について必要な対策を実施する。</p> <p>3 府内に地方雪害対策本部が設置された場合、必要に応じ危機管理監を本部長とし、各関係課長を委員とする「京都府雪害対策連絡本部」を設置し、次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 降・積雪状況の実態把握</p> <p>(2) 地方雪害対策本部との連絡調整</p> <p>(3) 被害状況の調査及び収集</p> <p>(4) 除雪計画路線外の路線除雪についての協議</p> <p>(5) その他緊急事項の処理</p>	<p>(1) <u>雪害警戒本部の設置基準</u></p> <p>ア <u>雪害警戒本部基本配備</u> 大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。</p> <p>イ <u>雪害警戒本部 1号配備</u> 大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。</p> <p>(2) <u>雪害警戒支部の設置及び閉鎖</u></p> <p>ア <u>雪害警戒本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「雪害警戒支部」を設置する。</u></p> <p>イ <u>雪害警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。</u></p> <p>ウ <u>雪害警戒支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>雪害警戒本部（支部）の主な業務</u></p> <p>ア <u>雪害警戒本部（支部）基本配備</u></p> <p>(ア) <u>降・積雪情報の収集</u></p> <p>イ <u>雪害警戒本有（支部）1号配備</u></p> <p>(ア) <u>降・積雪情報の収集・連絡</u></p> <p>(イ) <u>道路除雪</u></p> <p>(ウ) <u>除雪計画路線外の路線除雪についての協議</u></p> <p>(エ) <u>雪崩防止及び応急対策</u></p> <p>(オ) <u>被害状況の調査及び収集(市町村への職員派遣等)</u></p> <p>(カ) <u>教育等についての必要な対策</u></p> <p>(キ) <u>その他緊急事項の処理</u></p> <p>(4) <u>雪害対策本部（支部）が設置された場合においては、雪害警戒本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を雪害対策本部（支部）に引継ぐものとする。</u></p>	<p>配備体制の見直し</p>

頁	現行	修正	修正理由
		<p><u>2 雪害対策本部及び支部</u> <u>雪害警戒本部の設置後、高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障、鉄道における列車運行支障又は孤立集落の発生、若しくは発生するおそれがある場合等、被害の状況に応じて知事を本部長とする「雪害対策本部」を設置するとともに、当該地域を所管する広域振興局に府広域振興局長を支部長とする「雪害対策支部」を設置する。また、雪害が発生するおそれが解消したときは、知事（雪害対策本部長）が閉鎖を決定する。</u></p> <p><u>(1) 雪害対策本部の設置基準</u> <u>ア 降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき。</u> <u>(ア) 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障</u> <u>(イ) 鉄道における列車運行支障</u> <u>イ 雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</u> <u>ウ その他雪害対策本部の設置の必要があるとき。</u></p> <p><u>(2) 主な業務</u> <u>ア 雪害応急対策等の実施</u> <u>イ 市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整</u> <u>ウ 国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請</u> <u>エ その他情報の収集連絡</u></p> <p><u>(3) 雪害対策支部の設置及び閉鎖</u> <u>ア 雪害対策本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「雪害対策支部」を設置する。</u> <u>イ 雪害対策支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。</u> <u>ウ 雪害対策支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。</u></p>	

頁	現行	修正	修正理由
		<p><u>(4) 現地雪害対策本部の設置</u> <u>ア 雪害対策本部長は、被災地と雪害対策本部との連絡調整及び機動的かつ迅速な災害応急対策のため、特に必要と認めるときは、現地雪害対策本部を設置する。</u> <u>イ 現地雪害対策本部は、雪害の状況に応じて広域振興局に設置する。</u> <u>ウ 現地雪害対策本部長は、雪害対策本部長が、雪害対策副本部長又は本部員のうちから指名する。</u> <u>エ 現地雪害対策本部の所掌事務、職員及び運営については、現地災害対策本部の例によることとする。</u> <u>(5) 災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、雪害対策本部を直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。</u> <u>また、災害対策本部（支部）が設置された場合においては、雪害対策本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部（支部）に引き継ぐものとする。</u></p>	
290	<p><u>第5 豪雪対策本部の設置</u> <u>累年にない豪雪のため、地方雪害対策本部が設置されている府土木事務所管内の積雪観測所（第2編第1章第2節第13）のうち、その大部分の積雪深が警戒積雪深を突破したとき、又は多数の人命に危険が生ずる等大きな被害が生じたときは、知事を本部長とした「京都府豪雪対策本部」を設置し、豪雪災害に対する必要な対策を実施する。</u> <u>ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは直ちに災害対策本部を設置し、必要な対策を実施する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>配備体制の見直し</p>

頁	現行	修正	修正理由												
291	<p style="text-align: center;">雪害発生時の本部設置基準</p> <p style="text-align: center;">地方雪害対策本部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置基準</th> <th style="width: 20%;">本部長</th> <th style="width: 50%;">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①各土木事務所管内の積雪観測所のうち概ね1/2が警戒積雪深を突破したとき</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">府広域振興 局長</td> <td>○道路除雪</td> </tr> <tr> <td>②局地的な大雪の場合(平成16年度組織改正前の旧土木事務所管内の積雪観測所のうち概ね1/2が警戒積雪深を突破した場合)</td> <td>○雪崩防止及び応急対策</td> </tr> <tr> <td>③平雪時除雪体制では早期交通確保が困難と考えられるとき</td> <td>○被害状況の調査及び収集</td> </tr> <tr> <td>④管内の大半の市町に雪害対策本部等が設置されたとき</td> <td>○教育等についての必要な対策</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	本部長	活動内容	①各土木事務所管内の積雪観測所のうち概ね1/2が警戒積雪深を突破したとき	府広域振興 局長	○道路除雪	②局地的な大雪の場合(平成16年度組織改正前の旧土木事務所管内の積雪観測所のうち概ね1/2が警戒積雪深を突破した場合)	○雪崩防止及び応急対策	③平雪時除雪体制では早期交通確保が困難と考えられるとき	○被害状況の調査及び収集	④管内の大半の市町に雪害対策本部等が設置されたとき	○教育等についての必要な対策	<p style="text-align: center;">雪害発生時の本部設置基準</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	整備体制の見直し
設置基準	本部長	活動内容													
①各土木事務所管内の積雪観測所のうち概ね1/2が警戒積雪深を突破したとき	府広域振興 局長	○道路除雪													
②局地的な大雪の場合(平成16年度組織改正前の旧土木事務所管内の積雪観測所のうち概ね1/2が警戒積雪深を突破した場合)		○雪崩防止及び応急対策													
③平雪時除雪体制では早期交通確保が困難と考えられるとき		○被害状況の調査及び収集													
④管内の大半の市町に雪害対策本部等が設置されたとき		○教育等についての必要な対策													

頁	現行	修正	修正理由																												
291	<p style="text-align: center;">京都府雪害対策連絡本部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置基準</th> <th style="width: 20%;">本部長</th> <th style="width: 50%;">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①府内に地方雪害対策本部が設置された場合、必要に応じて設置。</td> <td>危機管理監</td> <td rowspan="2">○降・積雪状況の実態把握 ○地方雪害対策本部との連絡調整 ○被害状況の調査及び収集</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">複数の旧土木事務所管内において、警戒積雪深を超える積雪観測所数が1/2を突破した場合を目安に設置する。</td> <td>危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課</td> <td rowspan="2">○除雪計画路線外の路線除雪についての協議 ○その他緊急事項の処理</td> </tr> <tr> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防 災 監 危機管理総務課長 災害対策課長 原子力防災課長 消防保安課長 健康福祉総務課長 農 政 課 長 道路管理課長 (新規) 危機管理対策室長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※状況に応じて、副知事を本部長とする「京都府雪害対策本部」を設置する。</p>	設置基準	本部長	活動内容	①府内に地方雪害対策本部が設置された場合、必要に応じて設置。	危機管理監	○降・積雪状況の実態把握 ○地方雪害対策本部との連絡調整 ○被害状況の調査及び収集	事務局	複数の旧土木事務所管内において、警戒積雪深を超える積雪観測所数が1/2を突破した場合を目安に設置する。	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課	○除雪計画路線外の路線除雪についての協議 ○その他緊急事項の処理	委員		防 災 監 危機管理総務課長 災害対策課長 原子力防災課長 消防保安課長 健康福祉総務課長 農 政 課 長 道路管理課長 (新規) 危機管理対策室長		<p style="text-align: center;">雪害警戒本部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置基準</th> <th style="width: 20%;">本部長</th> <th style="width: 50%;">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき(1号配備) ※大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたときは基本配備とする。</td> <td>知事</td> <td rowspan="2">○降・積雪情報の収集・連絡 ○道路除雪 ○除雪計画路線外の路線除雪についての協議 ○雪崩防止及び応急対策 ○被害状況の調査及び収集(市町村への職員派遣等) ○教育等についての必要な対策 ○その他緊急事項の処理</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防 災 監 危機管理総務課長 災害対策課長 原子力防災課長 消防保安課長 健康福祉総務課長 農 政 課 長 監 理 課 長 道路管理課長 交通政策課長 危機管理対策室長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※状況に応じて、知事を本部長とする「(削除)雪害対策本部」を設置する。</p>	設置基準	本部長	活動内容	大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき(1号配備) ※大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたときは基本配備とする。	知事	○降・積雪情報の収集・連絡 ○道路除雪 ○除雪計画路線外の路線除雪についての協議 ○雪崩防止及び応急対策 ○被害状況の調査及び収集(市町村への職員派遣等) ○教育等についての必要な対策 ○その他緊急事項の処理	事務局		危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課		委員		防 災 監 危機管理総務課長 災害対策課長 原子力防災課長 消防保安課長 健康福祉総務課長 農 政 課 長 監 理 課 長 道路管理課長 交通政策課長 危機管理対策室長		<p>配備体制の見直し及び本部委員の追加</p>
設置基準	本部長	活動内容																													
①府内に地方雪害対策本部が設置された場合、必要に応じて設置。	危機管理監	○降・積雪状況の実態把握 ○地方雪害対策本部との連絡調整 ○被害状況の調査及び収集																													
	事務局																														
複数の旧土木事務所管内において、警戒積雪深を超える積雪観測所数が1/2を突破した場合を目安に設置する。	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課	○除雪計画路線外の路線除雪についての協議 ○その他緊急事項の処理																													
	委員																														
	防 災 監 危機管理総務課長 災害対策課長 原子力防災課長 消防保安課長 健康福祉総務課長 農 政 課 長 道路管理課長 (新規) 危機管理対策室長																														
設置基準	本部長	活動内容																													
大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき(1号配備) ※大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたときは基本配備とする。	知事	○降・積雪情報の収集・連絡 ○道路除雪 ○除雪計画路線外の路線除雪についての協議 ○雪崩防止及び応急対策 ○被害状況の調査及び収集(市町村への職員派遣等) ○教育等についての必要な対策 ○その他緊急事項の処理																													
	事務局																														
	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課																														
	委員																														
	防 災 監 危機管理総務課長 災害対策課長 原子力防災課長 消防保安課長 健康福祉総務課長 農 政 課 長 監 理 課 長 道路管理課長 交通政策課長 危機管理対策室長																														

頁	現行	修正	修正理由																					
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">雪害対策本部</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">設置基準</th> <th style="width: 33%;">本部長</th> <th style="width: 33%;">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地方雪害対策本部が設置されている府土木事務所内の積雪観測所のうち、その大部分の積雪深が警戒積雪深を突破したとき</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">知事</td> <td rowspan="2">○豪雪に対する必要な対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td>②多数の人命に危険が生じる等大きい被害が生じたとき</td> </tr> </tbody> </table>	雪害対策本部			設置基準	本部長	活動内容	①地方雪害対策本部が設置されている府土木事務所内の積雪観測所のうち、その大部分の積雪深が警戒積雪深を突破したとき	知事	○豪雪に対する必要な対策を実施する。	②多数の人命に危険が生じる等大きい被害が生じたとき	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">雪害対策本部</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">設置基準</th> <th style="width: 33%;">本部長</th> <th style="width: 33%;">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき ア 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障 イ 鉄道における列車運行支障</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">知事 ※事務局及び委員は、雪害警戒本部に同じ</td> <td rowspan="3">○雪害応急対策実施 ○市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整 ○国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請 ○その他情報の収集連絡</td> </tr> <tr> <td>②雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>③その他雪害対策本部の設置の必要がある場合</td> </tr> </tbody> </table>	雪害対策本部			設置基準	本部長	活動内容	①降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき ア 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障 イ 鉄道における列車運行支障	知事 ※事務局及び委員は、雪害警戒本部に同じ	○雪害応急対策実施 ○市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整 ○国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請 ○その他情報の収集連絡	②雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき	③その他雪害対策本部の設置の必要がある場合	<p>配備体制の見直し</p>
雪害対策本部																								
設置基準	本部長	活動内容																						
①地方雪害対策本部が設置されている府土木事務所内の積雪観測所のうち、その大部分の積雪深が警戒積雪深を突破したとき	知事	○豪雪に対する必要な対策を実施する。																						
②多数の人命に危険が生じる等大きい被害が生じたとき																								
雪害対策本部																								
設置基準	本部長	活動内容																						
①降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき ア 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障 イ 鉄道における列車運行支障	知事 ※事務局及び委員は、雪害警戒本部に同じ	○雪害応急対策実施 ○市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整 ○国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請 ○その他情報の収集連絡																						
②雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき																								
③その他雪害対策本部の設置の必要がある場合																								
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">災害対策本部</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">設置基準</th> <th style="width: 50%;">本部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助法の適用を必要とする被害が生じたとき</td> <td style="text-align: center;">知事 (新規)</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部		設置基準	本部長	災害救助法の適用を必要とする被害が生じたとき	知事 (新規)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">災害対策本部</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">設置基準</th> <th style="width: 50%;">本部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助法の適用を必要とする<u>程度</u>の被害が生じたとき</td> <td style="text-align: center;">知事 <u>1号～3号動員（全動員）</u></td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部		設置基準	本部長	災害救助法の適用を必要とする <u>程度</u> の被害が生じたとき	知事 <u>1号～3号動員（全動員）</u>	<p>配備体制の見直し</p>									
災害対策本部																								
設置基準	本部長																							
災害救助法の適用を必要とする被害が生じたとき	知事 (新規)																							
災害対策本部																								
設置基準	本部長																							
災害救助法の適用を必要とする <u>程度</u> の被害が生じたとき	知事 <u>1号～3号動員（全動員）</u>																							
292	第6 事故警戒（対策）本部の設置	第5 事故警戒（対策）本部の設置	条ずれ																					
313	第2章 動員計画 (新設)	<p>第2章 動員計画 第3節 <u>雪害警戒本部、雪害対策本部の動員</u> <u>雪害警戒本部、雪害対策本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする。</u></p> <p>※動員表は次項別表のとおり</p>	<p>配備体制の見直し</p>																					

(別表)

体制	配備	危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
雪害警戒本部	基本配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 <u>2</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	道路計画課 道路建設課 道路管理課 <u>2</u>	警備第一課 <u>2</u>
	<u>1号配備</u>	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 <u>6</u>	<u>二</u>	林業振興課 <u>1</u>	道路計画課 道路建設課 道路管理課 <u>3</u>	警備第一課 <u>2</u>
雪害対策本部	<u>(2号配備相当)</u>	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 <u>10</u>	健康福祉総務課 <u>1</u>	農政課 <u>1</u> 林業振興課 <u>1</u>	監理課 道路計画課 道路建設課 道路管理課 交通政策課 <u>9</u>	警備第一課 <u>3</u>

(備考) 要員の動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする。

頁	現行	修正	修正理由																																							
313	第2章 動員計画 第3節 災害対策本部の動員	第2章 動員計画 第4節 災害対策本部の動員	条ずれ																																							
353	第8章 避難に関する計画 第6節 避難所の開設等 第1～第5 (略) 【追加】	第8章 避難に関する計画 第6節 避難所の開設等 第1～第5 (略) 第6 大雪時における対応 大雪時における避難所の開設、運営管理等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。	「大雪時における安全確保のためのガイドライン」策定に伴い追加																																							
364	第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第2節 計画の内容 第1～第4 (略) 第5 各機関、団体の役割	第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第2節 計画の内容 第1～第4 (略) 第5 各機関、団体の役割																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府</td> <td>○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ○緊急連絡メールによる注意喚起 ○帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○避難誘導・交通規制</td> </tr> <tr> <td>市 町 村</td> <td>○駅周辺の一時退避場所、一時滞在施設等の情報提供 ○一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携</td> </tr> <tr> <td>関西広域連合・隣接府県</td> <td>○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供 ○帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者NAVI」の運用</td> </tr> <tr> <td>近畿運輸局</td> <td>○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の運やかな認可</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ○バス等による代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携</td> </tr> <tr> <td>観光協会、旅行社、ホテル、旅館業者</td> <td>○ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td>○災害用伝言ダイヤル（171）の運用 ○特設公衆電話の設置</td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ等放送報道機関</td> <td>○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 （府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応）</td> </tr> <tr> <td>大規模集客施設・駅等の事業者</td> <td>○利用者を施設内や安全な場所で保護 ○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	府	○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ○緊急連絡メールによる注意喚起 ○帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○避難誘導・交通規制	市 町 村	○駅周辺の一時退避場所、一時滞在施設等の情報提供 ○一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携	関西広域連合・隣接府県	○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供 ○帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者NAVI」の運用	近畿運輸局	○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の運やかな認可	鉄道事業者	○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ○バス等による代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携	観光協会、旅行社、ホテル、旅館業者	○ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供	西日本電信電話株式会社	○災害用伝言ダイヤル（171）の運用 ○特設公衆電話の設置	ラジオ、テレビ等放送報道機関	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 （府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応）	大規模集客施設・駅等の事業者	○利用者を施設内や安全な場所で保護 ○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府</td> <td>○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ○緊急連絡メールによる注意喚起 ○帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○避難誘導・交通規制</td> </tr> <tr> <td>市 町 村</td> <td>○駅周辺の一時退避場所、一時滞在施設等の情報提供 ○一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携</td> </tr> <tr> <td>関西広域連合・隣接府県</td> <td>○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供 ○帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者NAVI」の運用</td> </tr> <tr> <td>近畿運輸局</td> <td>○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の運やかな認可</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ○バス等による代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携</td> </tr> <tr> <td>観光協会、旅行社、ホテル、旅館業者</td> <td>○ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td>○災害用伝言ダイヤル（171）の運用 ○特設公衆電話の設置</td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ等放送報道機関</td> <td>○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 （府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応）</td> </tr> <tr> <td>大規模集客施設・駅等の事業者</td> <td>○利用者を施設内や安全な場所で保護 ○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※大雪時における鉄道輸送障害等による帰宅困難者対策については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。</p>	機 関 名	内 容	府	○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ○緊急連絡メールによる注意喚起 ○帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○避難誘導・交通規制	市 町 村	○駅周辺の一時退避場所、一時滞在施設等の情報提供 ○一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携	関西広域連合・隣接府県	○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供 ○帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者NAVI」の運用	近畿運輸局	○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の運やかな認可	鉄道事業者	○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ○バス等による代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携	観光協会、旅行社、ホテル、旅館業者	○ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供	西日本電信電話株式会社	○災害用伝言ダイヤル（171）の運用 ○特設公衆電話の設置	ラジオ、テレビ等放送報道機関	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 （府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応）	大規模集客施設・駅等の事業者	○利用者を施設内や安全な場所で保護 ○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内
機 関 名	内 容																																									
府	○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ○緊急連絡メールによる注意喚起 ○帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○避難誘導・交通規制																																									
市 町 村	○駅周辺の一時退避場所、一時滞在施設等の情報提供 ○一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携																																									
関西広域連合・隣接府県	○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供 ○帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者NAVI」の運用																																									
近畿運輸局	○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の運やかな認可																																									
鉄道事業者	○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ○バス等による代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携																																									
観光協会、旅行社、ホテル、旅館業者	○ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供																																									
西日本電信電話株式会社	○災害用伝言ダイヤル（171）の運用 ○特設公衆電話の設置																																									
ラジオ、テレビ等放送報道機関	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 （府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応）																																									
大規模集客施設・駅等の事業者	○利用者を施設内や安全な場所で保護 ○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内																																									
機 関 名	内 容																																									
府	○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ○緊急連絡メールによる注意喚起 ○帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○避難誘導・交通規制																																									
市 町 村	○駅周辺の一時退避場所、一時滞在施設等の情報提供 ○一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携																																									
関西広域連合・隣接府県	○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供 ○帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者NAVI」の運用																																									
近畿運輸局	○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の運やかな認可																																									
鉄道事業者	○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ○バス等による代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携																																									
観光協会、旅行社、ホテル、旅館業者	○ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供																																									
西日本電信電話株式会社	○災害用伝言ダイヤル（171）の運用 ○特設公衆電話の設置																																									
ラジオ、テレビ等放送報道機関	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 （府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応）																																									
大規模集客施設・駅等の事業者	○利用者を施設内や安全な場所で保護 ○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内																																									

頁	現行	修正	修正理由
443	<p>第23章 道路除雪計画 第3節 京都府道路除雪計画 第1 除雪区域 2 除雪路線 (5) 協議路線 上記の路線以外で、<u>災害対策支部長（地方雪害対策本部長）</u>が、<u>災害対策本部長（建設交通部長）</u>の指示を受けて除雪する路線</p> <p>第2 除雪方法 3 除雪機械の応援 地方雪害対策本部が設置された場合、<u>災害対策支部長（地方雪害対策本部長）</u>は、降雪の状況等により、管内保有除雪機械のみでは作業不可能であり、特に機械の増強を必要とする場合は、建設交通部長の指示を受け管外から機械の応援を得ることができる。</p> <p>第3 除雪体制 1 警戒体制……<u>地方雪害対策本部</u>が設置されている期間 2 緊急体制……<u>災害対策本部</u>が設置されている期間</p> <p>第4 なだれ対策 <u>災害対策支部長（地方雪害対策本部長）</u>は、なだれの予想される管内道路の箇所については、危険箇所に警戒標識をたてるとともに適切な措置を行い、<u>災害対策本部長（建設交通部長）</u>にその箇所及び実施状況等について報告するものとする。</p> <p>第6 市町村道の除雪 <u>災害対策支部長（地方雪害対策本部長）</u>は、管内市町村長から除雪についての依頼があった場合は、建設交通部長と協議し、除雪機械のあっせんに努めるものとする。</p>	<p>第23章 道路除雪計画 第3節 京都府道路除雪計画 第1 除雪区域 2 除雪路線 (5) 協議路線 上記の路線以外で、<u>雪害警戒支部長、雪害対策支部長又は災害対策支部長（以下「支部長」という。）</u>が、<u>雪害警戒本部長、雪害対策本部長又は災害対策本部長（以下「本部長」という。）</u>の指示を受けて除雪する路線</p> <p>第2 除雪方法 3 除雪機械の応援 <u>雪害警戒支部、雪害対策支部又は災害対策支部</u>が設置された場合、<u>支部長</u>は、降雪の状況等により、管内保有除雪機械のみでは作業不可能であり、特に機械の増強を必要とする場合は、建設交通部長の指示を受け管外から機械の応援を得ることができる。</p> <p>第3 除雪体制 1 警戒体制……<u>雪害警戒本部（支部）又は雪害対策本部（支部）</u>が設置されている期間 2 緊急体制……<u>災害対策本部（支部）</u>が設置されている期間</p> <p>第4 なだれ対策 <u>支部長</u>は、なだれの予想される管内道路の箇所については、危険箇所に警戒標識をたてるとともに適切な措置を行い、<u>本部長</u>にその箇所及び実施状況等について報告するものとする。</p> <p>第6 市町村道の除雪 <u>支部長</u>は、管内市町村長から除雪についての依頼があった場合は、建設交通部長と協議し、除雪機械のあっせんに努めるものとする。</p>	<p>整備体制の見直し</p>

頁	現行	修正	修正理由
460	<p>第26章 通信・放送施設応急対策計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 設備及び回線の応急復旧措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>【追加】</p>	<p>第26章 通信・放送施設応急対策計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 設備及び回線の応急復旧措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)大雪時における優先復旧等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施するものとする。</u></p>	<p>「大雪時における安全確保のためのガイドライン」策定に伴い追加</p>
463	<p>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</p> <p>第2節 電気施設応急対策計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>【追加】</p>	<p>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</p> <p>第2節 電気施設応急対策計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 その他</u></p> <p><u>大雪時における優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施するものとする。</u></p>	<p>追加</p>